

1 業務環境

(1) 茨城県の景気動向

日本銀行水戸事務所発表（令和4年3月7日）の茨城県金融経済概況によると、県内景気は、住宅投資が基調として持ち直しているほか、輸出や生産が一部に供給制約の影響を受けつつも基調としては増加を続けています。一方、設備投資は前年度の反動などから前年度を下回る計画となり、公共投資も弱含んでいます。また、個人消費は、持ち直しつつありますが、足もとでは、感染症の再拡大の影響から一服感がうかがわれています。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

財務省水戸財務事務所発表（令和4年3月11日）の令和4年1～3月期の県内法人企業景気予測調査によると、県内の中小企業の景況判断指数BSI（※）は、前期（令和3年10～12月）に比べ20.7ポイント悪化のマイナス19.5と「下降」超に転じています。

全国で緊急事態宣言が解除された令和3年10月以降、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しつつありましたが、年明けからのオミクロン株の流行により、影響が長期化しています。さらに、今後、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響も懸念され、中小企業・小規模事業者の経営環境は、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

（※）「景況判断指数BSI」：四半期毎の法人企業景気予測調査における景気などの判断調査項目で、“上昇”と回答した企業の構成比から“下降”と回答した企業の構成比を差し引いて算出される指数。

2 業務運営方針

当協会は、国や地方公共団体の施策に呼応し、また、今般、制定された茨城県小規模企業振興条例の趣旨も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の事業の継続と発展を支えるため、関係機関と連携しながら、中小企業者に寄り添った保証と経営支援の強化をより一層推進していきます。

また、ICT（情報通信技術）を活用したデジタル化の推進により業務の効率化を図るとともに、コンプライアンスおよび危機管理の態勢強化により、活力ある信頼性の高い組織体制の構築に努めます。

さらに、令和2年4月に宣言した「信用保証業務を通じたSDGs（持続可能な開発目標）」の推進についても、引き続き取り組んでいくこととします。

以上のことから、以下のとおり重点課題に取り組んでまいります。

（1）政策的保証制度と地方公共団体融資制度の推進

- ①中小企業金融のセーフティネットとしての役割を果たすため、突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により著しい信用収縮が生じた際には、災害関連保証や経営安定関連保証等を活用することにより中小企業者の資金調達を積極的に支援します。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者など、経営環境の悪化等により資金繰りに支障を来している先に対しては、保証限度額が拡充された伴走支援型特別保証や県パワーアップ融資、約定返済の負担軽減に繋がる借換保証や条件変更を適切に行うことにより、資金繰りの円滑化を推進します。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、新規事業分野への進出や業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業者に対しては、利子補給や信用保証料補助が手厚い県新分野進出等支援融資を積極的に活用し、事業再構築に必要な資金を提供します。
- ②事業が軌道に乗るまで資金調達を行うことが難しい創業者や、経済環境の変化などによる影響を受けやすい小規模事業者に対しては、創業関係保証や小口零細企業保証などを活用しながら、企業の成長や持続的発展を支え、地域の活性化を図っていきます。また、平成31年4月に創設された農業ビジネス保証についても引き続き推進します。
- ③低金利で保証料補助等がある県の融資制度や市町村金融制度は、中小企業者の資金調達コストの軽減が図れることから、積極的に活用し、事業の発展や生産性向上への取り組みに繋げていきます。また、併せて、創業者や新分野への進出、設備投資を対象にした融資制度については、当協会においても保証料の割引を実施し、より使い易い制度として利用の促進を図っていきます。

（2）中小企業者の実情に応じた適正保証の推進と利便性の向上

- ①現地調査を積極的に行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者のニーズを的確に把握するとともに、

財務内容だけでなく、事業内容や成長可能性を適切に評価する事業性評価についても取り組み、適正保証の推進に努めます。

- ②各種課題に取り組む中小企業者の資金需要に柔軟に対応するため、県や市町村、金融機関と意見交換や協議を行い、県パワーアップ融資（伴走支援型特別保証対応）の融資限度額が拡充されたことや、県新分野進出等支援融資の利子補給・信用保証料補助拡充の継続など、既存の融資制度の見直しを継続的に働きかけることにより利便性を高めていきます。
- ③保証条件変更申込書・保証条件変更依頼書等の押印廃止を実施したことや、電子保証書交付サービスの導入など、中小企業者や金融機関などの保証利用者の目線で業務の改善に積極的に取り組み、保証申込に係る事務手続き等の改正について、中小企業者及び関係機関への周知に努めます。また、（一社）全国信用保証協会連合会で検討が進められている保証申込手続きの電子化についても、金融機関と情報を共有しながら、取扱い開始に向けて検討していきます。

（3）金融機関との連携強化

- ①中小企業者の経営改善や生産性向上に資する取り組みを一体となって後押しできる連携を強化するため、金融機関本部・営業店との階層別情報交換会や意見交換会を実施し、中小企業支援についての共通認識を深めていきます。
- ②金融機関の融資に際しては、中小企業者の実態に応じて、プロパー融資（信用保証なしの融資）と信用保証付き融資の適切な役割分担を行っていくという観点から、協調融資を推進するとともに、融資後の期中管理・経営支援が十分に実施されるよう連携して進めていきます。
- ③経営者保証を不要とする融資の取り扱いについては、個別の中小企業者に対する支援方針などを金融機関と協議しながら、「経営者保証に関するガイドライン」の適切な運用を図っていきます。

（4）中小企業支援機関との連携強化

- ①事業承継に課題を抱える先に対して経営アシストグループによる訪問を行い、茨城県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し「経営支援強化促進補助事業」（以下、「経営支援事業」という。）を活用した外部専門家派遣等により、企業の将来に対する相談に応じるとともに、金融機関との連携もさらに深めながら、株式取得資金等の事業承継時の資金需要に対して、事業承継に対応した保証制度の利用を推進します。
また、「茨城県中小企業支援ネットワーク会議」を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への支援等について情報交換を行うとともに、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の中小企業者のライフステージに応じた支

援について参加機関と情報共有を図り、連携体制の強化に努めます。

- ②茨城県産業会館内の中小企業支援団体と締結した「産業会館産業支援団体間における事業連携に関する協定書」に基づき、連携の強化を図るとともに、産業会館産業支援団体連絡会議を定期的に行いながら、連携事業に取り組んでいきます。
- ③金融機関とビジネスフェアやビジネスマッチングを共催し、中小企業者のビジネスチャンスを創出するほか、他の関係機関が主催するビジネスフェアなどの中小企業支援事業にも積極的に協力し、販路開拓や事業の拡大などを後押しします。

(5) 創業支援の充実

- ①創業予定者や業歴1年程度の創業者に対して、外部専門家などを活用しながら、創業予定者へのアドバイスから創業後のフォローアップまで包括的な支援を行います。特に、事業のスタートアップ時のサポートについては、積極的に取り組んでいきます。
- ②県、市町村、関係機関が主催するセミナーや相談会に当協会職員を派遣するなど、ネットワーク体制による創業支援を強化するとともに、本年度も「経営支援事業」を活用して、創業計画の策定支援等を行います。
- ③創業予定者向けのセミナー、創業後のフォローアップセミナーを開催し、創業者の事業継続を支援します。
- ④昼間の創業相談窓口に加え、事前予約制の夜間相談窓口を引き続き設置します。

(6) 経営改善支援・再生支援の取り組み強化

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等を訪問し、ニーズに応じた専門家の派遣や借換保証等の提案を行うなど、経営改善支援を積極的に実施します。経営支援事業の対象に、コロナ不況業種を営む企業を加え、対面型サービス業などの企業への支援を強化します。また、茨城県中小企業再生支援協議会（令和4年4月に「茨城県中小企業活性化協議会」に改組。以下同じ。）が実施する「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール」を利用した先のモニタリングを行うなど、関係機関と連携しながら支援を強化します。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、事故・延滞の増加が懸念されることから、企業の資金繰り悪化を早期に把握し、専任者によるきめ細かな期中支援を行うほか、延滞の拡大が懸念される先については、条件変更や借換保証等を行うことにより、資金繰りの改善を促します。
- ③認定支援機関（国が認定する金融機関、外部専門家等の支援機関）と連携し、経営改善計画書の策定について、国の「経

営改善計画策定支援事業」を活用して支援するとともに、同事業における中小企業者の費用負担部分への当協会の一部費用補助を継続実施します。

また、複数の金融機関と取引のある中小企業者への支援方針の調整に際して、当協会が事務局となる経営サポート会議を活用し、金融機関の迅速な方針決定を促していきます。

さらに、経営改善サポート保証や伴走支援型特別保証等による金融支援についても積極的に対応していきます。

- ④抜本的な再生支援が必要と判断される先に対して、金融機関・企業の意向を確認の上、茨城県中小企業再生支援協議会等の各種再生スキームを活用した最適な再生計画の策定と、計画内容の実現について、当協会として能動的に役割を果たしていきます。再生計画策定後のフォローアップについても、積極的に行っていきます。また、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』等に基づく事業再生や債務整理の申し出に対して適切に対応していきます。
- ⑤中小企業者からの経営相談や金融機関の紹介を含めた金融相談に対応するため、引き続きベテラン職員による経営相談窓口を設置します。
- ⑥外部専門家の派遣について、昨年度に引き続き、専門家派遣先へのアンケートを行い、定量的な効果検証の試行・準備を行います。

(7) 経営資源の充実

- ①長期的展望に立って職員を採用し、課題別や階層に応じた効果的な内外研修を実施することで、中小企業者に寄り添い、的確な支援策を提案できる人材を育成していきます。また、職員各人が持つ能力を最大限発揮できるよう、多様化する価値観や働き方に柔軟に対応し、働き易く活力のある組織作りに取り組んでいきます。
- ②ICTの活用や内部事務の簡略化を更に推し進め、効率的な業務運営を行うことで残業時間を削減し、職員のワークライフバランスを推進するとともに、人的資源を経営支援業務などに効果的に配置し、中小企業者により良質なサービスを提供します。

(8) コンプライアンスおよび危機管理の態勢強化

- ①コンプライアンスとは「法令の遵守」にとどまらず、「公的機関として社会の要求・期待を満たすもの」でもあるという共通意識の浸透を図るため、内外研修を反復継続して行います。また、検査部門による検査を各部署に実施し、適正な業務運営に努めるとともに、個人情報管理の徹底のため、個人データの取り扱いに関する点検及び検査を定期的に行

います。

- ②危機管理については、近年深刻な自然災害が頻発していることを踏まえ、不測の事態に直面した際に中小企業金融のセーフティネットとしての役割を十分に果たすため、「事業継続計画」の管理、周知および実行性を高めるための訓練を行い、危機管理の態勢強化を図ります。令和4年度においても新型コロナウイルス感染症の収束は依然不透明な状況にあることから、職場内における感染予防や、感染者等が発生した際には対応マニュアルを迅速に実践することで、職場内における感染拡大防止に引き続き努めます。

(9) 広報活動の充実

- ①「いばらきクリエイターズハウス（茨城県のコンテンツ産業創造プロジェクト拠点施設）」との連携により制作したイメージキャラクターを活用し、新聞広告やLINEなどの各種媒体を利用して当協会の情報発信を一層強化していきます。また、「水戸ホーリーホック」や「茨城ロボッツ」のオフィシャルパートナーとしての協賛など、地域活性化のための事業などにも積極的に協力することで社会的役割を果たしていきます。
- ②中小企業者向け情報誌を発行し、各種保証制度や県の中小企業支援施策等を紹介することで、中小企業者の経営力強化を支援します。また、県ホームページ掲載の「中小企業支援施策活用ガイドブック」を製本し、金融機関や商工団体等に提供することで、中小企業者が必要な施策を利用できるよう協力します。

3 事業計画

令和4年度の保証承諾等の主要業務数値（計画）は、以下のとおりです。

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	1,440億円	56.5%
保証債務残高	6,960億円	94.1%
代位弁済	70億円	70.0%
回収	23億円	100.0%